# 事業評価書(事前)

平成19年8月

<b>┃評価対象(事業名) ┃精神障害者地域移行支援特別対策事業</b>
主管部局・課室 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
関係部局・課室
関連する政策体系
┃   基本目標   Ⅷ   障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社
┃ ┃      │
T
施策目標   1   必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障
首任の地域における日立と文族すること
长数口题 4 (1950年4 0 1161年) 7 2 2 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
施策目標 1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生
┗ 活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
─ 個別目標 1 地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
個別目標2 障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における
━ 工賃水準の引き上げを促進すること
┃    ┃ ┃ 個別目標3┃サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を┃ ┃
┃ ■
┗ 個別目標 4   自立を支援する医療体制を整備すること
四川日内 1   日本で入坂 / V区が作的で正備 / VCC

# 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

精神科病院に入院している精神障害者については、退院後の住まいの場を始めとする地域の資源は精神科病院以外に適当なものがないという地域が多く、地域生活を支援する体制も充分ではないのが現状である。現在、精神病床に入院している精神障害者約32万人のうち、約7万人が受入条件が整えば退院可能な者(以下「退院可能精神障害者」という。)となっている。

そこで、医療計画における精神病床7万床の削減を促すため、基準病床数の算定式の 見直しを行い、さらに、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画による計画的な障害福祉サービスの整備や退院促進支援事業による退院支援を実施している。

また、障害者基本法に基づく障害者基本計画に沿った重点施策実施5か年計画や障害福祉計画の基本指針においても「平成24年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」とされており、平成24年度までを集中的取組期間として退院・退所及び地域定着に向けた支援をより一層進める必要がある。

このため、本事業により、地域移行推進員を指定相談支援事業者等に配置し、退院・退所及び地域定着に向けた支援を行うとともに、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整を行う地域体制整備コーディネーターの配置を行うことにより、障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行及び医療計画に基づく精神病床の削減の着実な達成を目指すものである。

現状・問題分析に関連する指標

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 平均在院日数(単位:日)	363.7	348.7	338.0	327. 2	集計中
2 精神病床数(単位:床)	356, 621	355, 269	354, 923	354, 313	集計中

(調査名・資料出所、備考)

・指標1及び指標2は、病院報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年10月に公表予定。

# 2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体:<u>国、厚生</u>局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

# (<u>2</u>) 事業の内容 (概要)

# 新規・一部新規

対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業者等に配置し、精神 科病院の精神保健福祉士等と連携を図るとともに必要に応じ既に退院・地域移行した当 事者による支援等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。

- 精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成
- ・院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)に係る同行支援
- 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

また、地域体制整備コーディネーターを配置し、精神障害者の退院促進・地域定着に 必要な体制整備の総合調整として主に以下のような業務を行う。
・病院・施設への退院促進・地域定着支援のために必要な協力を得るための働きかけ

- ・地域移行推進員と連携した各圏域市町村における必要な事業、資源(インフォーマ 地域移行推進貝と理協した日間後に関する助言、指導ルなものを含む。)の点検・開発に関する助言、指導ルなものを含む。) の点検・開発に関する助言、指導
- ・複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言

# (3) 予質

一般会計・厚生保険特会	• 労働保険特	会			
予算額(単位:百万円)	H16	H17	H18	H19	H20
		_			2, 545
※「H20」については予算概算要求額					

#### 事業の目標・達成時期

# 事業の目標

退院可能精神障害者については、精神保健医療福祉の改革ビジョン(平成16年9月) において「立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を全体的に進めることに より、10年後の解消を図る」とし、障害福祉計画の基本指針(平成18年6月)にお いても「平成24年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを 目指す」としており、本事業の実施により、退院可能精神障害者の円滑な地域移行の促 進を図る

政策効果が発現する時期 目標達成時期 実施以降、随時効果の発現が見込まれる。

# . 評価指標

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明			
1 本事業により退院した精神	退院可能精神障害者のうち、本事業の実施により退			
障害者の数	院した精神障害者の数を測定する。			
(調査名・資料出所、備考)				
各事業実施者からの報告による。				
参考指標	本事業と指標の関連についての説明			
1 精神病床入院患者数	入院患者全体の動向を参考指標とすることで、本事業			
	の効果をより適切に評価することができる。			
2 退院患者数	退院患者数全体の動向を参考指標とすることで、本事			
	業の効果をより適切に評価することができる。			
(調査名・資料出所、備考)				
・指標1は、患者調査(大臣官房統計情報部調べ)による。				
・指標2は、病院報告(大臣官房統計情報部調べ)による。				

## 5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 有

平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福 祉の改革ビジョン」において、退院可能精神障害者について、10年後の解消を図るこ とを基本方針として提示し、都道府県単位で医療と保健・福祉が連動した計画的な取組 を進め、国としては全国レベルでの計画等を定めることとしている。これを受けて、障 害福祉計画の基本指針(平成18年6月)を国が策定し、「平成24年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」こととし、都道府県におい てもこれを踏まえた障害福祉計画を策定しており、行政の関与が必要である。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において基本方針を提示しているが、現実的には十分な予算が確保できないなどの理由により退院促進事業が実施されていない。

このため、全圏域において確実に実施することが重要であることから、平成20年度から平成24年度までを集中的取組期間として、既存の精神障害者退院促進支援事業を 地域生活支援事業から独立させ、新たに特別対策事業として実施することにより、国と して地方の取組を支援する必要がある。

#### 民営化や外部委託の可否

(理由)

地域移行推進員や地域体制整備コーディネーターを配置した指定相談支援事業者等に 事業委託が可能である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 1111

(有の場合の整理の考え方)

### (2) 有効性の評価

- 政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果) ・個別支援等に当たる地域移行推進員及び精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体 制整備の総合調整を行う地域体制整備コーディネーターを指定相談支援事業者等に配
- ・精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ、精神障害者の退院に向けて個別支
- 精神障害者の円滑な地域移行が促進。
- ・退院可能精神障害者の解消。

# 事業の有効性

平成15年から平成17年までモデル的に実施された精神障害者退院促進支援事業に おいても、自立支援員を配置し、精神科病院内の精神保健福祉士等と連携して個別支援を行うことにより、退院支援に結びついてきたところであるが、本事業において、平成 24年までを集中的取組期期間として、圏域を全圏域に拡大し、退院後の定着支援も含 めて実施することにより、自立した地域生活への支援が充実、強化され、確実な精神障 害者の地域移行が期待される。

### (3) 効率性の評価

平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、 効率的に事業の目的を達成することが可能である。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入) なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

#### 6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等)
- ・平成17年7月に、「障害者自立支援法案に対する附帯決議」(第162回国会衆議院厚生労働委員会)において、精神科病院におけるいわゆる7.2万人の社会的入院患者の解消を図るとともに、それらの者の地域における生活が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずることとされた。(平成17年10月、第163回国会参議院厚生労働委員会においても同趣旨の附帯決議がなされている。)
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- ・平成14年12月に、障害者基本計画に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定める重点施策実施5か年計画が、障害者施策推進本部により決定され、同計画の「精神障害者施策の充実」において、「条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。」と定められた。
- ・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、「「障害者基本計画」に基づく重点施策実施計画を平成19年内に見直し、教育、就労、地域生活などへの支援を含む障害者施策全般を推進するとともに、障害者の自立と社会参加を促進する。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する」とされた。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況なし。
- ④会計検査院による指摘なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。